

～松ぼっくり～

今年も残すところあとわずかとなりました。例年どおり、慌ただしい年末を迎えています、ひとつひとつ丁寧なお仕事を心がけ、心残りのない一年にしたいと思います。それでは、今年最後のニュースレターをお楽しみください!



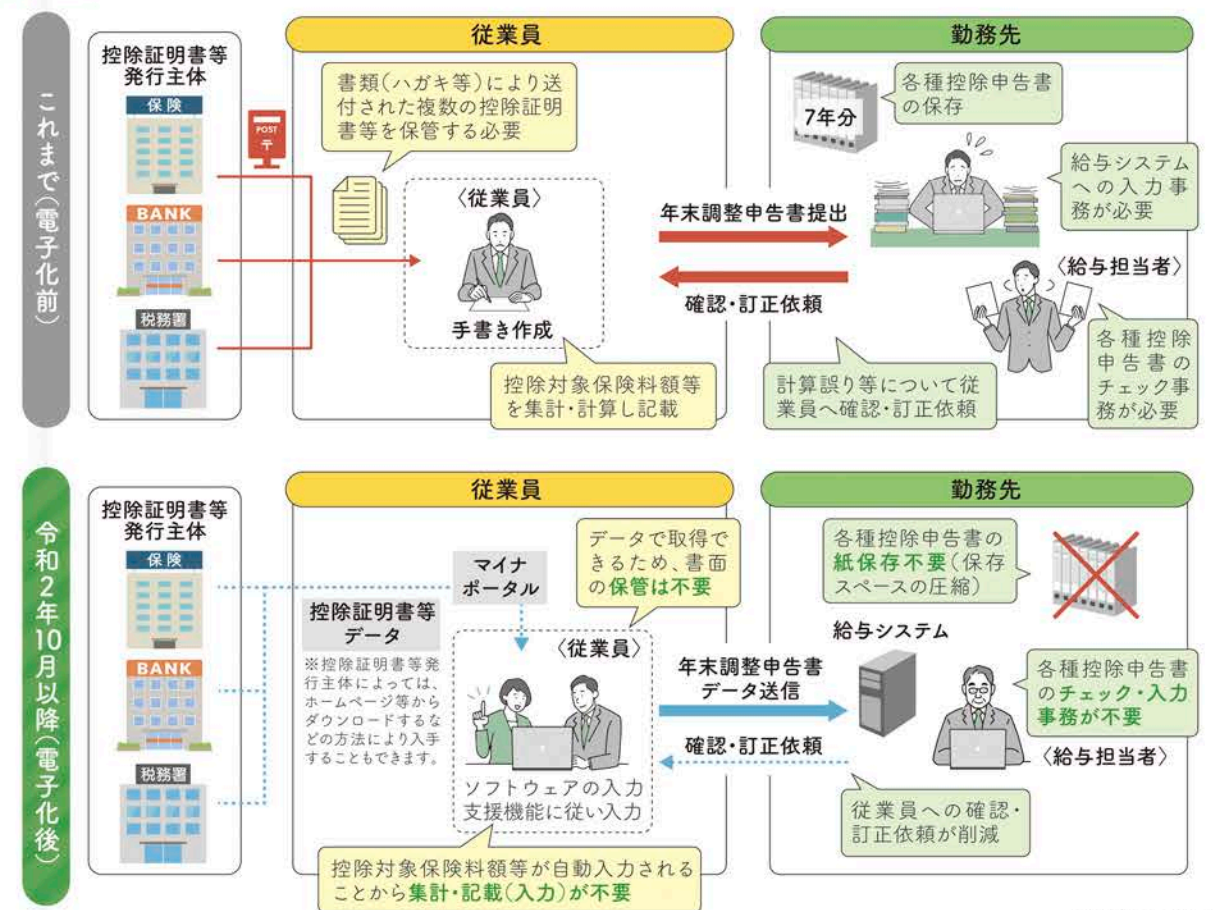
年末調整の電子化

by.カイ



Q 年末調整の電子化について教えてください。

A 年末調整手続の電子化の概要は下記の通りです。



※国税庁HPより

欧州を 生きた 人々



万能の天才/レオナルド・ダ・ヴィンチ
by.マロン

今回ご紹介するのは、「万能の天才」レオナルド・ダ・ヴィンチです。「ダ・ヴィンチ」と呼ばれることも多いですが、実はこれは「ダ・ヴィンチ村の出身」という意味で、本名は「レオナルド・ディ・セル・ピエロ・ダ・ヴィンチ」です。

ダ・ヴィンチは「モナ・リザ」や「最後の晩餐」など、芸術作品が多く知られていますが、音楽、数学、解剖学、生理学、天文学、など様々な分野に精通しており、実際にダ・ヴィンチが作成したとされるヘリコプターや戦車、自転車などの草案や概念図が残されています。

芸術家としてだけではなく、様々な分野に通じ万人と呼べられつつも、謎に満ちた作品が多いことが人々を魅了する所以ではないのでしょうか。

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

「予算を超えての執行は許されない」と考えられている方は多いのではないのでしょうか？
実は予算差異のマイナスは会計基準上許されています。この根拠となるのは「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」にあります。

「予算との乖離」となっているため、予算を超える場合、予算を下回る場合どちらも想定されています。ですが、どちらであっても軽微な範囲であれば補正予算を無理にする必要はない、と明示されています。1点問題はこの「軽微な範囲」が定められていないことです。



by.カノン

そのため指導監査員の感覚によってしまうため、法人でこの範囲を定めておくことによりよいかと思います。

2 予算と経理(2) 抜粋
年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

FAGIANO 我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

オフシーズンは、選手の移籍で一喜一憂の毎日です。
ひとまず木山監督の続投が決定しました。
来季こそは、自動昇格でJ1へ。
さあ、ココロヒトツニ!「ファジアーノ!」
by.えびき



株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所



- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 人事評価コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL <事務所>086-274-8188 <会社>086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

未来会計活用法

第14回

by. 未来会計
マスター協会

未来会計の基本



財務三表は、会計のプロでも説明しにくい



会社の「儲け＝利益」と「お金＝現預金」を管理する上で、財務三表は本来重要な役割を果たすはずのものです。そこには会社を経営する際に、知っておかなければならない数字の情報が詰まっています。

ところが、いずれの表もあらかじめフォーマットが決まっています。税務署や銀行に提出しなければならないので、そのフォーマットで作るしかありませんが、ではそのままの形で「経営の武器」になるかと問われたら「なりません」と答えるしかないでしょう。



次回も引き続き「なぜ財務三表は会計のプロでも説明しにくいのか」を見ていきます。 by.未来会計マスターKAI

おすすめ情報

今月は『期間延長!マイナンバーカード』です。



最大20,000円相当のマイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期間ですが、12月末まで延長になりました。2024年の秋に現在使われている健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると政府が発表しました。どうせ作らないといけないなら、ポイントがもらえる今、申込をした方がいいですよ。

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカードを新規に申請した方等に最大 **5,000円相当** のポイント
- ②健康保険証での利用登録で **7,500円相当** のポイント
- ③公金受取口座の登録で **7,500円相当** のポイント

詳しくはHPで/マイナポイント

by.すもも

YSS通信

今回のテーマ

主な相続財産の評価方法(宅地)

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】があります。



【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のこと、「路線価図」で確認できます。宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は「評価倍率表」で確認できます。)を掛けて計算します。

評価倍率表(抜粋)

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

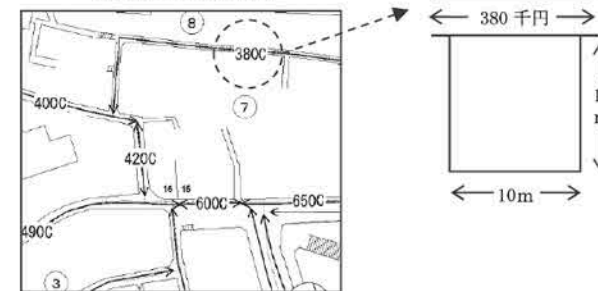
$$\text{(固定資産税評価額)} \times \text{(倍率)} = \text{(評価額)}$$

$$1,000\text{万円} \times 1.1 = 1,100\text{万円}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」の「宅地」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」[https://www.rosenka.nta.go.jp]で確認することができます。また、「調整率」に関する具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」内の「サイトマップ」から「評価明細書・調整率の説明」[https://www.rosenka.nta.go.jp/docs/meisai_frm.htm]で確認することができます。

路線価図(抜粋)



【普通住宅地区】

$$\text{(路線価)} \times \text{(奥行価格補正率)} \times \text{(面積)} = \text{(評価額)}$$

$$38\text{万円} \times 1.00 \times 120\text{㎡} = 4,560\text{万円}$$

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。

※出典: 国税庁「相続税のあらまし」

by.遺言相続サポートセンター いちご



今月の1冊

15

「一倉定の経営心得」

一倉定 著

日本経営合理化協会出版局



事業経営の成否は、社長次第で決まるという信念から、社長だけを対象に情熱的に指導した異色の経営コンサルタント一倉定先生のコンパ

クトな名言集です。すべての至言に明快な解説が併記されており、「一倉社長学」の要諦を学ぶことができます。

私が最も印象に残っている一倉定先生の言葉を紹介します。

「事業経営とは、変転する市場と顧客の要求を見極め、これに合わせてわが社をつくりかえることである。」

by.スクエア